

○東京藝術大学学生相談室要項

〔平成12年 5 月 25 日〕
学 長 裁 定

改正	平成13年 3 月 27 日	平成16年 4 月 1 日
	平成20年 4 月 15 日	平成24年 5 月 14 日
	平成25年10月24日	平成27年 5 月 14 日
	平成27年 6 月 9 日	平成28年 3 月 24 日
	令和 2 年 3 月 5 日	令和 4 年 6 月 6 日
	令和 6 年 3 月 28 日	令和 7 年 3 月 27 日

(趣旨)

第1条 学生課に、修学その他学生生活に関する学生相談業務を行うため、学生相談室を置く。

2 学生相談室の組織及び運営については、この要項の定めるところによる。

(業務)

第2条 学生相談室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の相談に応じ指導助言を行うこと
- (2) 学生相談に関する企画立案に参画すること
- (3) ガイドブックの作成に関すること
- (4) その他学生相談に関すること

2 前項に規定するもののほか、学生相談室は、必要に応じ指導教員や関連機関との連絡調整を行う。

(組織)

第3条 学生相談室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
- (2) 学生相談員
- (3) 学生相談専門員
- (4) グローバルサポートセンター所属職員のうちから、グローバルサポートセンター長が指名する者 若干人
- (5) 学生課長
- (6) その他室長が必要と認める者

2 室長には理事（教育担当）を充てる。

3 学生相談員には、各学部及び研究科学生生活委員から各学科又は専攻から1人並びに室長が必要と認める者を充てる。

4 前項の規定にかかわらず、室長が必要と認めた場合には、当該学部長又は研究科長が指名する者をもって学生相談員に代えることができる。

5 学生相談専門員に、公認心理師または臨床心理士の資格を有する職員を充てる。

(学生相談連絡会)

第4条 学生相談室の適正な運営を図り、学生相談業務の充実を期するため、学生相談連絡会（以下「連絡会」という。）を置く。

2 連絡会は、第3条に定める者をもって組織する。

3 連絡会に議長を置き、室長をもって充てる。

- 4 議長は、保健管理センター及び特別修学支援室の教員をオブザーバーとして、専門的助言を求めることができる。

(事務)

第5条 学生相談室に関する事務は、学生課において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、学生相談室の運営に必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成12年5月25日から施行する。

2 この要項の施行後、初めて任命された第3の(2)に掲げる学生相談員の任期は第5の2の規定にかかわらず、平成13年4月30日までとする。

附 則

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成24年5月14日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年6月9日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年3月5日から施行する。

附 則

この要項は、令和4年6月6日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。